

【入札公告】

自動販売機の設置場所貸付に係る一般競争入札の実施

令和8年2月2日

秋田県林業研究研修センター 所長 千葉 崇

次のとおり秋田県林業研究研修センターに自動販売機を設置する事業者を一般競争入札により決定するので、公告する。

1 入札に付する事項

- (1) 自動販売機の設置場所貸付
- (2) 設置場所、設置台数及び仕様等は別紙「自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書」及び「位置図」のとおり

2 契約条項を示す場所及び日時

秋田県公式ウェブサイトへの掲載による

3 入札参加申込期間及び提出場所

(1) 提出期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月19日（木）までの日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出場所

秋田市河辺戸島字井戸尻台47-2

秋田県林業研究研修センター 総務企画室 総務企画チーム

4 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

秋田県林業研究研修センター 第1研修室

(2) 日時

令和8年3月5日（木）午前10時30分

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続

開始の決定を受けた者を除く)でないこと。

- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人にあっては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田県内で事業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有していること。
- (7) 秋田県税を滞納していないこと。

6 入札保証金及び契約保証金

免除する

7 募集要項、入札参加申込書等

秋田県公式ウェブサイトへの掲載による

8 問い合わせ先

秋田県林業研究研修センター 総務企画室 総務企画チーム

（秋田市河辺戸島字井戸尻台47-2

電話番号：018-882-4511、FAX番号：018-882-4443）